

# 平成29年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成29年10月10日  
沖縄県人事委員会

## 《本年の勧告のポイント》

月例給・ボーナスともに引上げ

- 1 月例給は、公民較差（0.19%）を解消するため引上げ
- 2 期末・勤勉手当（ボーナス）は、民間の支給割合を踏まえ、0.10月分引上げ

### 1 給与勧告の基本的な考え方

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与及び民間給与の実態調査の結果並びに国及び他の都道府県の給与等の状況を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適應するよう、職員の給与等について報告及び勧告を実施

### 2 民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内362の民間事業所から143事業所を無作為抽出し、4月分の給与等について実地調査

#### (1) 月例給

職員給与が民間給与を1人当たり650円（0.19%）下回った。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A-B） $\left(\frac{A-B}{B} \times 100\right)$
342,965円	342,315円	650円（0.19%）

#### (2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

職員の支給月数（4.30月分）が民間の支給割合（4.38月分）を0.08月分下回った。

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	較差（A-B）
4.38月分	4.30月	0.08月

### 3 給与改定の内容

#### (1) 給料表

職員給与が民間給与を下回ったこと（650円、0.19%）、国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、諸事情を総合的に勘案し、若年層に重点を置いて引上げ改定

#### (2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ改定（上限月額413,800円→414,300円）

#### (3) 期末・勤勉手当（ボーナス）

職員の支給月数が民間の支給割合を下回ったことから、年間の支給月数を0.10月分引上げ、4.40月分とし、引上げ分は勤勉手当に配分

#### (4) その他の課題

特勤手当について、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、引き続き、本県の社会経済情勢の実態把握等必要な検討

#### 【実施時期】

(1)及び(2)については平成29年4月1日から、(3)については条例の公布の日からそれぞれ実施

#### 4 公務運営に関する課題について

##### (1) 働き方改革と勤務環境の整備

###### ア 時間外勤務の縮減と勤務時間の管理

管理監督者による勤務状況把握と適正な進行管理、組織として時間外勤務が生じる要因の調査・分析、更なる効率的な業務運営に努める必要。学校における教職員の勤務時間の管理のため、客観的に勤務時間を把握できるシステムの導入及び「学校における働き方改革」を進める必要

###### イ 仕事と家庭の両立支援の推進

育児休暇や介護休暇等が取得しやすい職場環境づくりに向け、管理監督者等の意識改革に引き続き取り組む必要

###### ウ 心身の健康管理

ストレスチェックの検査結果を集団的に分析し職場環境の課題の改善につなげる検討、復職者のフォローアップや再発防止への取組、長時間勤務者への面接指導の実施率の向上並びにハラスメントの発生防止等に取り組む必要

##### (2) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

引き続き、人事評価制度の円滑な実施、評価結果の人事管理の基礎としての適切な活用に取り組む必要

##### (3) 多様な人材の確保及び育成

一部職種の人材確保が厳しい状況にあり、受験者募集周知、県の仕事の魅力の発信とともに、年度ごとの採用数の平準化に努める必要。人材育成を通じた職員の職務遂行能力の向上、女性職員の計画的、積極的な登用及び職域拡大等とともに、働きやすい環境整備に努める必要。臨時・非常勤職員については、各任命権者において平成32年4月の改正法施行に向け適切な対応を行う必要

##### (4) 高齢層職員の能力及び経験の活用

再任用を希望する職員の希望、意欲、能力、適性等に応じ、知識経験を生かせる職務への配置に努めるとともに、定年の引上げについて、国の動向、他の地方公共団体の取組等を注視していく必要

##### (5) 服務規律の徹底

各任命権者において、従来より注意喚起、研修の実施等に取り組んできたところであるが、改めて効果を検証し、法令遵守、綱紀肅正に万全を期し、県民の信頼に応える必要

#### 5 参考

##### (1) 平成29年4月の較差に基づく改定勧告後の影響額(行政職給料表適用職員(新卒除く)4,493人)

	勧告前	勧告後	増減額(率)	平均年齢	平均経験年数
平均給与月額	342,315円	342,877円	562円(0.16%)	40.3歳	17.5年
平均年間給与	5,551,897円	5,594,136円	42,239円(0.76%)		

※平均給与月額の増減額の内訳：給料555円、その他7円

##### (2) 行政職給料表適用職員(新卒除く。)の平均年間給与額の増減額 (単位:万円、%)

	平成29年度		平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成17年度	
	勧告後	勧告前												
年収額(万円)	559.4	555.2	555.8	555.8	554.0	548.6 (528.6)	555.9	561.1 (560.0)	574.6 (558.8)	581.2 (565.3)	595.3 (574.8)	610.1	615.9	平成17年度(給与構造改革前)と平成29年度(勧告後)との比較
対前年増減額(万円)	3.6	△0.6	0.0	1.8	5.4	△7.3 (△27.3)	△5.2 (△4.1)	△13.5 (1.2)	△6.6 (△6.5)	△14.1 (△9.5)	△14.8 (△35.3)	△8.5	△3.2	△56.5
対前年増減率(%)	0.6	△0.1	0.0	0.3	1.0	△1.3 (△4.9)	△0.9 (△0.7)	△2.3 (0.2)	△1.1 (△1.1)	△2.4 (△1.7)	△2.4 (△5.8)	△1.4	△0.5	△9.2

※( )内は、特例条例による減額後の額・率である